

## 市議会の議決を経ずに取得した財産等に係る調査結果を受けた再発防止策について

標題の調査結果を受けて、専ら、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に係る再発防止策として、時機を捉えた注意喚起のほか、マニュアル類への追記など次のとおり実施する。

### 1. 注意喚起

#### (1) 部長会議での注意喚起を行う（総務部）

定期人事異動直後の年度初め（4月）、予算要求前（9月）の年2回を予定。

#### (2) 議案件名照会時に注意喚起を行う（総務部総務課）

「市議会提出予定議案の報告等について（依頼）」に注意喚起の追記（第4回定例会（12月議会）に向け、10/4付通知において実施済）。

#### (3) 予算編成要領及び予算執行方針通知にて注意喚起を行う（財政部財政課）

新年度予算編成要領、及び議決後の予算執行方針（当初予算、補正予算）に係る通知への注意喚起の追記。

#### (4) 出納審査書類の回付時における留意事項にて注意喚起を行う（出納室）

「出納審査書類の回付時における留意事項について」への審査時の注意喚起の追記。

### 2. マニュアル類への追記

#### (1) 事務決裁規程 決裁区分早見表への追記（総務部職員課行政管理室）

日頃、予算執行で担当職員がよく目にする「事務決裁規程早見表」のうち、議決が必要となる可能性のある行の備考欄に追記。

例) 物品の購入又は修繕の場合

「予定価格2,000万円以上の購入の場合は議決必要」

#### (2) 「財務事務の手引き」への追記（総務部職員課行政管理室、契約課）

現行の財務事務のマニュアルである「財務事務の手引き」においては、本件に係る事項の記載は既になされているものの、改めて1. (1)の部長会議のような場で、その時々において触れるとともに、更に文章自体も追記する。

（掲載箇所「第3章 契約」）

### 3. 研修による学習機会の確保

#### (1) 既存の研修科目における学習機会の確保（総務部職員課）

新規採用職員研修（後期課程）、中堅職員研修Ⅰにおける議決事件に関する学習機会の確保及び理解促進を図る。

### 4. 審査項目の追加、徹底

#### (1) 支払審査において審査項目を追加し、審査を徹底（出納室）

議会の議決が必要となる契約の支出の審査において、議会の議決を証する書類（議会から送付される議案が可決された旨記載された書面（議長印が押印されたもの）の写し）が添付されていることを確認する。